

事 務 連 絡

平成 22 年 9 月 3 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険適用徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労働保険徴収課
課長補佐（業務担当）
労働保険徴収業務室長補佐

「労働保険未手続の可能性のある事業場一覧」の作成について

「労働保険未手続の可能性のある事業場一覧」（以下「リスト」という。）について、平成 22 年 7 月 28 日付け基発 0728 第 1 号「平成 22 年度労働保険の適用促進に係る広報の実施について」の記の 1（2）に基づき、下記のとおり作成したので、適用促進業務に当たり、適宜、活用されたい。

また、昨年度までは事務連絡とともにデータの格納された CD-R を都道府県労働局へ送付していたが、今年度からは、労働保険適用徴収システム（以下「適用徴収システム」という。）より、当該データの取得を可能とした点に留意すること。

なお、リストの取扱いに当たっては、情報の保護に十分注意されたい。

記

1 リストの名称及び取得方法

(1) 「未手続事業場名簿 PDF、CSV」

リストについては、適用徴収システムへログイン後、随時帳票作成指示→適用促進 未手続事業場名簿 PDF、CSV より取得する。（別紙 1 を参照）

(2) 「未手続事業場検索」（個別の状況検索）

リストについては、適用徴収システムへログイン後、検索→未手続事業場検索より取得する。（別紙 2 を参照）

2 参照処理手引

(1) 適用徴収システム処理手引（以下「システム処理手引」という。）

第 3 分冊「検索・印書編 第 4 章 帳票」4-8-2-1～3

(2) システム処理手引

第 3 分冊「検索・印書編 第 3 章 検索」3-23～29

3 リストに含まれるデータの内容等

(1) リストの対象事業場

日本年金機構の保有する厚生年金の適用データ（平成22年5月31日現在）に登録されている事業場のうち、労働保険の適用データ（平成22年7月31日現在）に該当がないものを、リストの対象としている。

(2) リストの項目

規模、監督署管轄、安定所管轄、登録年月日、事業場名称（カナ・漢字）、電話番号、FAX番号、事業場住所（カナ・漢字）、代表者名（カナ・漢字）、未手続を確認してからの期間、担当職員、労働保険の手続状況、産業分類、社保業態区分、労働者数及び社保被保険者数の16項目を対象としている（レイアウトについては、システム処理手引第3分冊第4章帳票 4-8-2-2を参照）。

(3) リストの取得可能日

平成22年8月25日以降、取得可能となっている。

4 リストの活用に当たっての留意点

(1) 労働保険の成立手続の確認等

リストの対象事業場については、概ね、労働保険が未手続であると考えられるが、例外もあることから、以下の①～③に留意し、事前に成立手続の必要性の有無を確認する等、慎重を期した上で加入勧奨手続を実施されたい。

① 労働保険と社会保険の制度の相違（適用単位の相違等）により、労働保険の適用対象事業に該当しない可能性があること。

② 同一事業場であるにもかかわらず、会社名の表記（一方では「株式会社」、他方では「(株)」等）が異なる場合には、労働保険の未手続事業でない場合にも、リストの対象となること。

③ リストの作成時点から勧奨手続の実施時まで、タイムラグがあること。

また、勧奨手続を実施する上で比較的少人数の事業場においては、集計時からのタイムラグや事業の状況等により、手続の開始前に労働者が存在しないこととなり、労働保険の適用対象事業に該当しなくなる場合も想定されることから、「被保険者数（合計）」が3人未満の事業場については、リストの「規模」欄に“*”と表示しているので、当該事業場に対する勧奨手続の実施については、後順位とする等の配慮をされたい。

(2) 社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県支部との連携に係る留意点

社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県支部（以下「全保連支部」という。）からリストの提供を求められた場合には、上記4（1）の留意事項を踏まえ、十分な説明を行った上で、的確な処理を行うよう指導を行うこと。

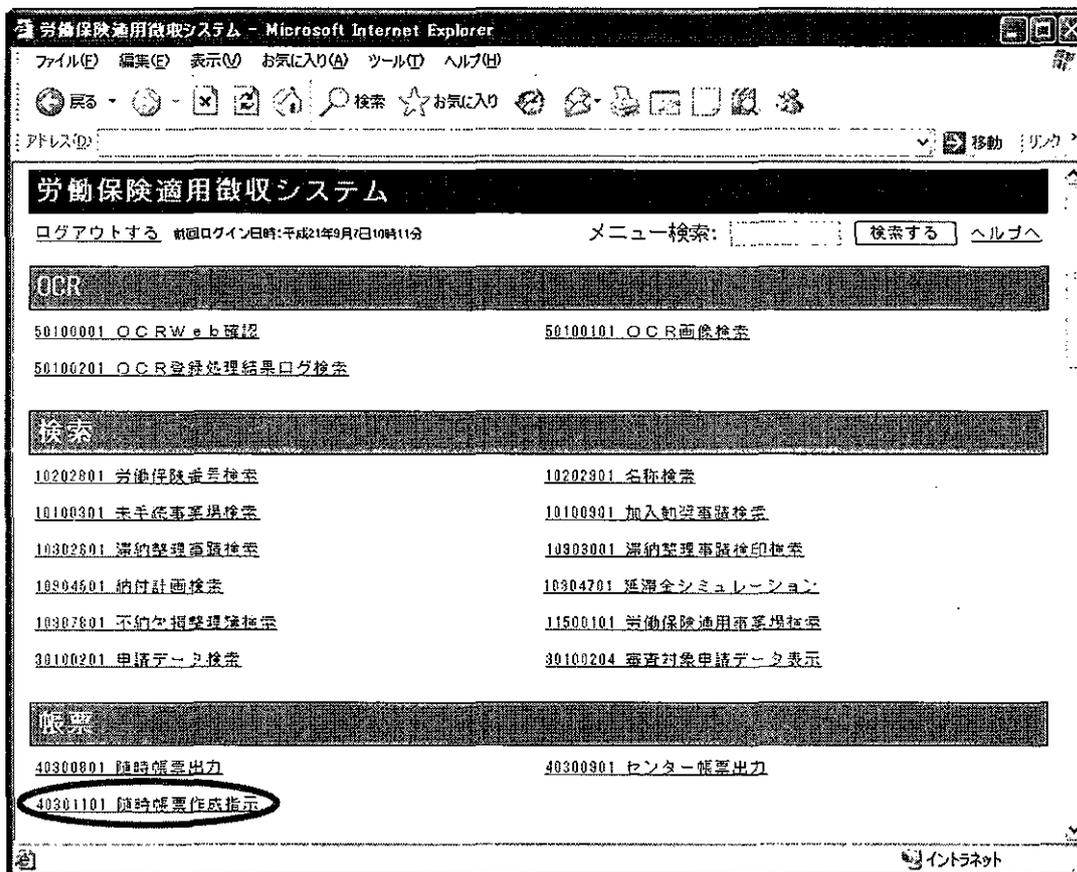
なお、リスト情報は、エクセル形式の電子データとすること。

また、提供に当たっては、データの取扱い及び保管について、情報の保護の観点から、十分注意するよう指導を行うこと。

7 随時帳票作成指示

当該機能は、随時帳票に対して、帳票作成指示を行う。

- (1) ログインし、以下の【機能メニュー】画面を表示する。
「随時帳票作成指示」を選択する。



【機能メニュー】画面

(2) 【随時帳票作成指示メニュー】画面が表示される。

帳票名が表示されるので、作成指示を行いたい帳票を選択する。

労働保険適用徴収システム - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス

労働保険適用徴収システム

ログアウトする 前回ログイン日時:平成21年9月7日11時24分 メニュー検索: 検索する メニューへ ヘルプへ

随時帳票作成指示 [SUB11G01GMO1]

●: 作成指示後、随時帳票出力機能から出力する帳票
■: 作成指示後、子画面で帳票が表示される帳票

適用促進

●10100601 未手続事業場名簿 P D F ●10100602 未手続事業場名簿 C S V

●10100701 新規適用事業場名簿 ●10101001 加入勘定事務一覧

●10101601 適用促進統計表(社保業態区分別(労働局))年度 P D F ●10101602 適用促進統計表(社保業態区分別(労働局))半期 P D F

●10101603 適用促進統計表(社保業態区分別(労働局))年度 C S V ●10101604 適用促進統計表(社保業態区分別(労働局))半期 C S V

●10101701 適用促進統計表(社保業態区分別(労働基準監督署))年度 P D F ●10101702 適用促進統計表(社保業態区分別(労働基準監督署))半期 P D F

●10101703 適用促進統計表(社保業態区分別(労働基準監督署))年度 C S V ●10101704 適用促進統計表(社保業態区分別(労働基準監督署))半期 C S V

●10101801 適用促進統計表(社保業態区分別(公共職業安定所))年度 P D F ●10101802 適用促進統計表(社保業態区分別(公共職業安定所))半期 P D F

●10101803 適用促進統計表(社保業態区分別(公共職業安定所))年度 C S V ●10101804 適用促進統計表(社保業態区分別(公共職業安定所))半期 C S V

●10101901 適用促進統計表(規模別)年度 P D F ●10101902 適用促進統計表(規模別)半期 P D F

●10101903 適用促進統計表(規模別)年度 C S V ●10101904 適用促進統計表(規模別)半期 C S V

●10102001 適用促進統計表(労働基準監督署別)年度 P D F ●10102002 適用促進統計表(労働基準監督署別)半期 P D F

●10102003 適用促進統計表(労働基準監督署別)年度 C S V ●10102004 適用促進統計表(労働基準監督署別)半期 C S V

●10102101 適用促進統計表(公共職業安定所別)年度 P D F ●10102102 適用促進統計表(公共職業安定所別)半期 P D F

●10102103 適用促進統計表(公共職業安定所別)年度 C S V ●10102104 適用促進統計表(公共職業安定所別)半期 C S V

イントラネット

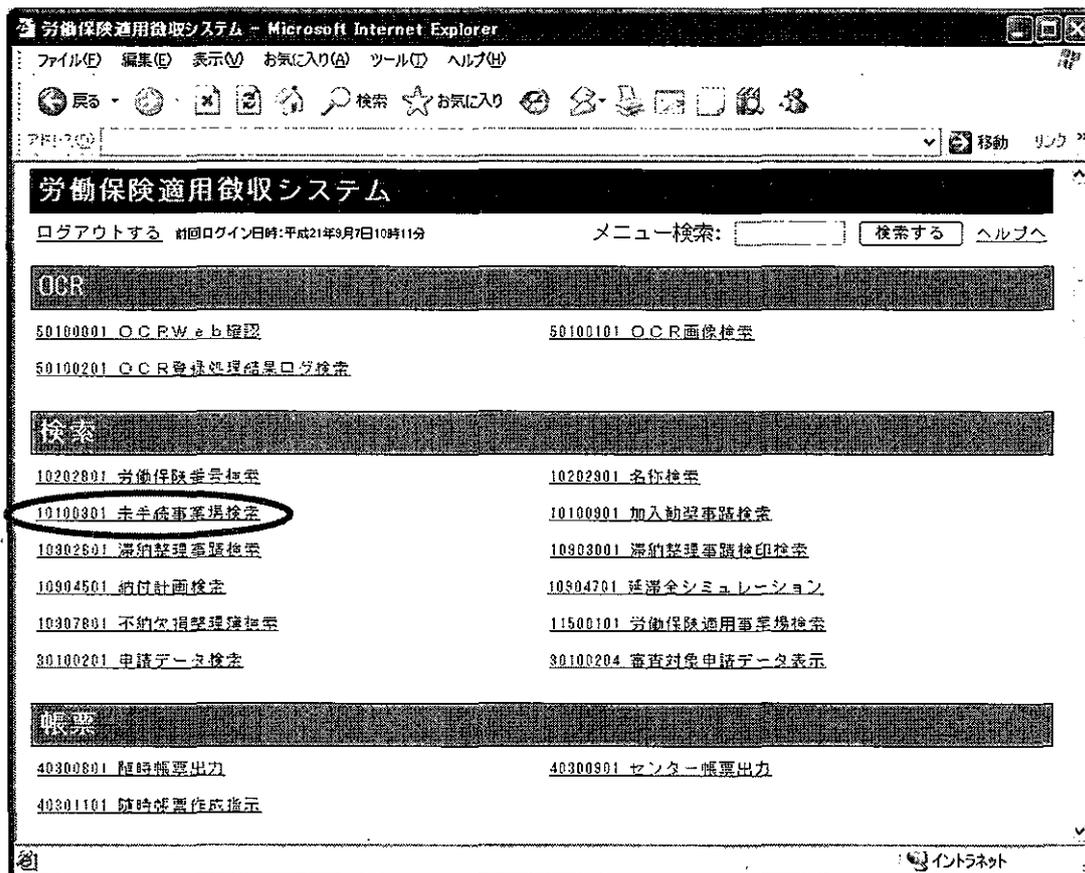
【随時帳票作成指示メニュー】画面

(次ページへ続く)

3 未手続事業場検索

当該機能は、入力された検索条件に一致する未手続事業場の情報を抽出し、表示する。

- (1) ログインし、【機能メニュー】画面を表示する。
「未手続事業場検索」を選択する。



【機能メニュー】画面